

広島県告示第七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年一月二十九日

広島県知事 横 田 美 香

所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県廿日市市大野及び同市物見東一丁目地内	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
	青葉台 A（八八八）	急傾斜地の崩壊	青葉台 A（八八八）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
	物見山 A（八八七―二）	急傾斜地の崩壊	物見山 A（八八七―二）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。